

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第一号様式

## 【表紙】

【提出書類】

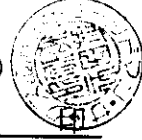
大量保有報告書

【根拠条文】

法第27条の23第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

【氏名又は名称】

社長 持田 昌典

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、

【住所又は本店所在地】

ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【報告義務発生日】

平成16年1月7日

【提出日】

平成16年1月14日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

3名

【提出形態】

連名

## 第1【発行会社に関する事項】

## 1【発行会社】

発行会社の名称	(株)ベルーナ
会社コード	9997
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	埼玉県上尾市宮本町4-2

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 清水 ひろみ
電話番号	03(6437)1741

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	116,050		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 116,050	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 116,050		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 15年11月30日現在)	S 21,687,869
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	0.54
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	-

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2003年11月27日	普通株	81,750	取得	(一部貸借)
2003年11月28日	普通株	3,300	取得	(貸借)
2003年12月4日	普通株	10,100	取得	(貸借)
2003年12月5日	普通株	800	処分	(貸借)
2003年12月9日	普通株	16,000	取得	(貸借)
2003年12月11日	普通株	3,700	取得	(貸借)
2003年12月15日	普通株	2,000	取得	(貸借)

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 115,150株の借入



## 第2【提出者に関する事項】

### 2【提出者(大量保有者) / 2】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 清水 ひろみ
電話番号	03(6437)1741

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	454,800		
新株引受権証書 (株)	A 7,105	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D 1,742,160		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 2,204,065	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 2,204,065		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 1,749,265		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 15年11月30日現在)	S 21,687,869
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	9.40
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2003年11月27日	普通株	499,800	取得	(一部貸借)
2003年11月27日	対象有価証券カードワラント	108,885	取得	
2003年11月27日	新株引受権証書	7,105	取得	
2003年11月28日	普通株	35,700	取得	(貸借)
2003年12月1日	普通株	30,000	処分	(貸借)
2003年12月2日	普通株	52,200	処分	(一部貸借)
2003年12月3日	普通株	61,750	取得	(一部貸借)
2003年12月4日	普通株	9,350	処分	(一部貸借)
2003年12月5日	普通株	21,450	処分	(一部貸借)
2003年12月8日	普通株	74,800	処分	(一部貸借)
2003年12月9日	普通株	16,950	取得	(一部貸借)
2003年12月10日	普通株	70,100	取得	(一部貸借)
2003年12月11日	普通株	3,600	取得	(一部貸借)
2003年12月12日	普通株	23,050	処分	(一部貸借)
2003年12月16日	普通株	60,200	処分	(一部貸借)
2003年12月22日	普通株	50	処分	
2003年12月24日	普通株	4,500	処分	(貸借)
2004年1月6日	普通株	42,500	取得	(貸借)
2004年1月7日	対象有価証券カードワラント	1,633,275	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 480,150株の借入 (ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	





**第2【提出者に関する事項】****3【提出者(大量保有者) / 3】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

**④【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 清水 ひろみ
電話番号	03(6437)1741

**(2)【保有目的】**

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	314,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 314,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 314,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 15年11月30日現在)	S 21,687,869
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	1.45
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2003年11月27日	普通株	329,410	取得	(一部貸借)
2003年11月28日	普通株	206,340	取得	(一部貸借)
2003年12月1日	普通株	61,300	取得	(貸借)
2003年12月2日	普通株	30,000	処分	(貸借)
2003年12月3日	普通株	7,000	処分	(貸借)
2003年12月4日	普通株	115,600	処分	(貸借)
2003年12月5日	普通株	10,000	処分	(貸借)
2003年12月8日	普通株	75,000	処分	(貸借)
2003年12月10日	普通株	7,000	処分	(貸借)
2003年12月12日	普通株	14,450	処分	(貸借)
2003年12月15日	普通株	1,950	処分	(一部貸借)
2003年12月16日	普通株	60,050	処分	(一部貸借)
2003年12月24日	普通株	2,800	処分	(貸借)
2003年12月30日	普通株	13,400	取得	(貸借)
2004年1月5日	普通株	15,100	処分	(貸借)
2004年1月6日	普通株	42,500	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 313,550株の借入 (ゴールドマン・サックス・ジャパンリミテッド等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	



### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs & Co.

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	884,850		
新株引受権証券(株)	A 7,105	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D 1,742,160		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 2,634,115	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 2,634,115		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 1,749,265		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年11月30日現在)	S 21,687,869
上記提出者の 株券保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	11.24
直前の報告書に記載された 株券保有割合(%)	—

**POWER OF ATTORNEY**

**GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL**

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, hereby appoint each of Masanori Mochida and Thomas Montag or any other representative of Goldman Sachs (Japan) Ltd. holding the position of Managing Director or Executive Director (or the equivalent thereof) acting either jointly or singly, to be our lawful attorney and on our behalf (whether acting in an individual capacity or as a representative of others): (i) to prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule"); (ii) to send duplicates of such reports to the parties described in the rule; and (iii) to take any and all actions which may be necessary or desirable in connection with the foregoing.

We hereby ratify and approve any and all documents which may have been executed by the attorney by virtue hereof in connection with the foregoing.

IN WITNESS WHEREOF, this power of attorney has been duly executed as a Deed on this 26<sup>th</sup> day of July 2001.

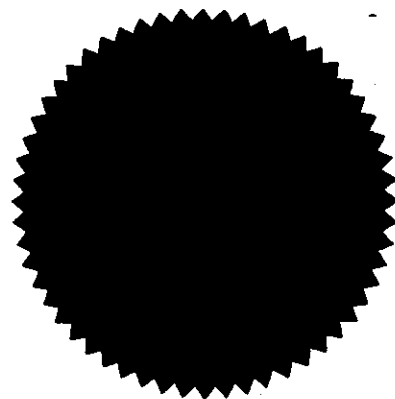
**GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL**

By: \_\_\_\_\_

Managing Director

By: \_\_\_\_\_

Assistant Secretary/Secretary



(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート 133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドの社長である持田昌典もしくはトーマス・モンタグまたは、その他、ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドの代表者たる地位に有る者が（個人の責任としてまたは他者の代表者として）以下に関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」（以下「ルール」という。）に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 前記に関して必要又は望ましい一切の行為をすること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は 2001 年 7 月 26 日に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

, 2002

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Limited  
ARK Mori Building,  
1-12-32 Akasaka, Minato-ku  
Tokyo

GOLDMAN, SACHS & CO. hereby appoints GOLDMAN SACHS (JAPAN) LIMITED as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "The rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule. ; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of Goldman Sachs & Co.,



John W. Curtis

Managing Director

Director of Global Compliance

Goldman Sachs & Co.  
85 Broad Street  
New York, NY 10004  
U.S.A.



(訳文)

2002年6月30日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド  
東京都港区赤坂1丁目12番32号  
アーク森ビル

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における複代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

・ (署名)

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
マネージング・ディレクター ジョン・ダブリュー・カーティス

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10004  
ニューヨーク、ブロード・ストリート 85